

隠岐の島町公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、隠岐の島町公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務(以下、「本業務」という。)の委託業者を公募型プロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めたものである。

2.業務概要

- (1) 業務名称 隠岐の島町公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務
- (2) 業務内容 別紙「隠岐の島町公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務仕様書」に定めるとおりとする
- (3) 業務履行 期間契約締結の翌日から令和7年3月10日まで
- (4) 予算限度額

委託料の上限は、20,309,300 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

3.事務局

隠岐の島町上下水道課下水道施設係(担当:藤田)

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-0192

E-mail:gesui@town.okinoshima.shimane.jp

4.参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- ② 令和6年度の隠岐の島町建設工事入札参加資格名簿(建設コンサルタントに限る)に登録されており、コンサルタントにおいて「下水道」で登録されていること。
- ③ 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- ④ 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦ 隠岐の島町暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 3 月 22 日制定)第 3 条別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ プロポーザルに参加しようとする他の者と資本関係(親会社・子会社の関係等)又は人的関係(取締役等の兼務)がないこと。
- ⑨ 島根県内に本支店または営業所を有する者であること。

(2) 参加表明者に対する要件

(1) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、元請として、地方公共団体(人口が 1 万人以上のものに限る。以下同じ。)が発注した同種業務を完了した実績を有すること。※類似業務は不可とする。

(2) 配置予定技術者

ア 管理技術者

(ア) 技術士(上下水道部門-下水道)の登録を受けていること。

(イ) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、地方公共団体が発注した同種又は類似業務を受注・完了した実績を有すること。

イ 照査技術者

(ア) 技術士(総合技術監理部門-下水道)及び技術士(上下水道部門-下水道)の登録を受けていること。

(イ) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、地方公共団体が発注した同種又は類似業務を管理・照査・担当した実績を有すること。

ウ 担当技術者

(ア) 技術士(上下水道部門-下水道)の登録を受けている者又は、RCCM 下水道の資格を有している者を少なくとも 1 名以上配置すること。なお、ア.からウ.に配置する技術者は、それぞれ兼務することは、認めない。

(3) 同種業務又は類似業務とは、下記内容を示す。

① 同種業務

地方公共団体、一部事務組合、広域連合及び地方共同法人日本下水道事業団発注の公共下水道事業における官民連携導入に伴う、導入可能性調査を実施した実績をいう。

② 類似業務

地方公共団体、一部事務組合、広域連合及び地方共同法人日本下水道事業団発注の公共下水道事業における計画関連業務^{※1}又はストックマネジメント計画を実施した実績をいう。

※1 公共下水道全体計画又は事業計画業務(見直し業務含む)

5.失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格の資格要件を有しなくなった場合

6 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、日程については変更、またはその他の理由により、プレゼンテーション及びヒアリングを中止する場合がある。

事項	日程等
募集開始	令和6年5月13日(月)
質問書の提出期限	参加申込書:令和6年5月22日(水)
	業務提案書:令和6年6月28日(金)
質問書に対する回答期限	参加申込書:令和6年5月24日(金)
	業務提案書:令和6年7月1日(月)
参加申込書提出期間	令和6年5月13日(月)～令和6年5月30日(木)
業務提案書提出者通知	令和6年6月18日(火)
業務提案書の提出期間	令和6年6月19日(水)～令和6年7月5日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年7月12日(金)
審査結果通知	令和6年7月16日(火)
委託契約締結	令和6年7月18日(木)

7.関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付する。

(URL:<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 隠岐の島町公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務プロポーザル実施要領
- (3) 隠岐の島町公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務仕様書
- (4) 参加申込書等作成要領

(5) 様式集

8.関係資料の閲覧

業務提案書等の作成に必要な資料として、下記の図書について閲覧を行うことができる。

(1) 資料名:以下の通り

- ① 隠岐の島町污水处理基本構想(最新版)
- ② 隠岐の島町下水道基本構想・下水道ビジョン(最新版)
- ③ 隠岐の島町公共下水道全体計画・事業計画図書(最新版)
- ④ 隠岐の島町公共下水道ストックマネジメント計画
- ⑤ 隠岐の島町下水道経営戦略
- ⑥ 隠岐の島町漁業集落排水・農業集落排水事業関係図書
- ⑦ 公共下水道事業等維持管理にかかる各種図書

(2) 閲覧場所:事務局

(3) 閲覧期間:令和6年5月13日(月)から令和6年6月20日(木)

9.プロポーザル手続きへの参加の辞退

参加申込者は、プロポーザル手続きへの参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。なお、プロポーザル手続きへの参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

10.質問及び回答

プロポーザル手続きに関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

(1) 提出期限

【参加申込書等に関する質問】 令和6年5月22日(水)午後5時(必着)

【業務提案書に関する質問】 令和6年6月28日(金)午後5時(必着)

(2) 提出先 事務局

(3) 提出書式 質問書(様式第6号)

(4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受付けない。なお、電子メールの表題は「隠岐の島公共下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務プロポーザル質問書」として送信すること。

(5) 回答期限

【参加申込書等に関する質問】 令和6年5月24日(金)

【業務提案書に関する質問】 令和6年7月1日(月)

(6) 回答方法 電子メールにて回答する。

11.参加申込書の提出

- (1) 提出期限令和 6 年 5 月 30 日(木)午後 5 時(必着)
- (2) 提出先事務局
- (3) 提出方法持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式第 1 号)
 - ② 会社概要書(様式第 2 号)
 - ③ 業務委託受注実績書(様式第 3 号)
 - ④ 業務委託実績書(様式第 4 号)
 - ⑤ 業務実施体制書(様式第 5 号)
- (5) 提出部数
原本 1 部、写し 1 部

12.業務提案書提出者の選定

提出された参加申込書類について、参加の資格及び条件を満たした者について審査を行い、業務提案書提出者を選定する。

選定結果は、令和 6 年 6 月 18 日(火)に、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

13.業務提案書等の提出

業務提案書提出者に選定された者は以下の業務提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 7 月 5 日(金)午後 5 時(必着)
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類

① 業務提案書

業務仕様書を踏まえ、本業務に対する提案者の考え方、業務実施項目の実施方法等を求めるものであり、提案趣旨については、簡潔明瞭に示すものとする。

なお、業務仕様書は業務の流れ、本町が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。

ア 業務提案書は以下の内容について評価する。

(ア) 業務実施方針

- ・導入可能性調査を実施する目的を理解し、実施方針は適切か
- ・各業務の実施体制、スケジュールは適切か

(イ) 本町の現状を考慮した具体的提案

- ・本町の現状を考慮した課題解決に向けた検討及び官民連携導入可能性調査の手法が具体的に示されているか

- ・業務内容を十分理解し、実施手順、業務量の把握は適切か

(ウ) その他技術提案

- ・本件の仕様以外の技術提案がなされているか

イ 業務提案書は A4 縦片面印刷とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上、枚数は表紙・目次を除き 8 ページ以内とする。ただし、A4 にて記載することが困難な場合は A3 にて作成し、A4 の大きさに折って綴じること。なお、A3 の 1 枚分は A4 の 2 ページ分とみなす。

ウ 提出部数は、原本 1 部、写し 5 部とする。

② 参考見積書

任意様式とし、業務内容ごとに委託料内訳の分かるものとし、原本 1 部を提出すること。

14. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を実施する。なおプレゼン等に参加しない場合は、採点を行わない。

(1) 開催日 令和 6 年 7 月 12 日(金)

(2) 場所 隠岐の島町役場

(3) 時間構成 発表時間 40 分程度

(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分程度)

(4) 留意事項

① プレゼン等には管理技術者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内(パソコン操作員含む)とする。

② プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない

③ プレゼンテーションは、参加者が提出した業務提案書(拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可)のみを使用することとし、新たな内容の資料提示は認めない。

④ プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

15. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

① 参加申込書、業務提案書の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、隠岐の島町公共

下水道事業等官民連携における導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

- ② 本プロポーザルに関して、参加申込書及び業務提案書提出者が 1 名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ③ 審査結果については、審査終了後、令和 6 年 7 月 16 日(火)頃に全てのヒアリング実施選定者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 審査委員会

	役職	氏名
委員長	隠岐の島町 総務課長	宇 野 慎 一
委 員	隠岐の島町 財政課長	長 田 寿 幸
委 員	隠岐の島町 施設管理課長	岸 本 則 和
委 員	隠岐の島町 農林水産課長	増 本 直 行
委 員	隠岐の島町 建設課長	田 中 文 男
委 員	隠岐の島町 上下水道課長	村 上 和 久

(3) 審査基準

業務提案書等の評価基準は以下のとおりである。

評価項目		配点
法人の評価	企業の信頼性	30 点
	過去 5 年間の同種業務実績	
	隠岐の島町での業務受注実績	
配置予定技術者の評価	技術者の資格	65 点
	実務経験年数	
	過去 5 年間の同種又は類似業務実績	
業務提案書及びプレゼンテーション	業務実施方針	85 点
	本町の現状を考慮した具体的提案	
	その他の技術提案	
参考見積書	参考見積上限額を超えた場合は失格	20 点
合計		200 点

16 契約

(1) 契約締結予定日令和 6 年 7 月 18 日(木)(予定)

(2) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権者と契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交

渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ① 審査後に本要領に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき
- ③ 本契約の締結を辞退したとき
- ④ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

17 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、隠岐の島町の判断により契約締結時において、隠岐の島町と契約締結する事業者が業務提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

18.その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。